



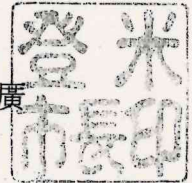
登米市公告第 158 号

森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 25 日

登米市長 熊谷盛廣



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林の見込み面積	筆数	森林所有者数	経営管理権の終期	備考
1	東和町地区	7.64ha	29 筆	9 人	2034. 3. 31	整理番号 R5 馬の足第 1 号 ～ R5 馬の足第 9 号

2 縦覧場所

登米市産業経済部農林振興課、登米市ホームページ

3 権利の設定

本公告により、登米市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定される。